

株式会社ビッグモーター及び株式会社ビーエムハナテンに対する勧告等について

令和6年3月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ビッグモーター（以下「ビッグモーター」という。）及び株式会社ビーエムハナテン（以下「ビーエムハナテン」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の規定に違反する行為が認められたので、本日、勧告及び指導を行った（本件の全体像については10頁の表を参照）。

1 違反行為者の概要

法人番号	9250001011590	6120001183462
名称	株式会社ビッグモーター	株式会社ビーエムハナテン（注1）
本店所在地	東京都多摩市貝取五丁目3番地	東京都多摩市貝取五丁目3番地
代表者	代表取締役 和泉 伸二	代表取締役 陣内 司
事業の概要	中古自動車の販売	中古自動車の販売
店舗数（注2）	205	34
資本金	1億円	1億円

（注1）ビーエムハナテンは、ビッグモーターが全額出資する同社の子会社である。

（注2）令和5年7月末時点の店舗数

2 下請取引の概要

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、個人又は資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する又は購入者から加工を請け負う中古自動車の表面研磨加工又はコーティング加工を委託している。

3 手続規定違反及び報告命令違反の概要

(1) 下請法第3条第1項（書面の交付義務）違反について

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請事業者への発注を各店舗から行っているところ、発注時に下請法第3条第1項の規定に定める下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等の必要記載事項を記載した書面（以下「発注書面」という。）を交付せず、下請事業者に対し、店舗や電話での口頭発注のほか、メッセージアプリによる発注等を行っていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話	03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

例えば、ビッグモーターは

- ・ メッセージアプリで「今日難しいですか?」、「商品化お願いします」などと簡易に伝える方法での発注を行う
- ・ 下請法上の親事業者として発注書面の交付義務が課されているにもかかわらず、店舗によっては、作業を終えた下請事業者に自らに宛てた作業指示書を作成させ、店長が確認印を押す方法で、必要記載事項を満たさない書面を交付するなどしていた。

(2) 下請法第5条（書類の作成・保存義務）違反について

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、2年間保存しなければならない下請事業者の給付の内容等の必要記載事項を記載した書類を保存していなかった。

(3) 下請法第9条第1項の規定に基づく報告命令違反について

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請法第9条第1項の規定に基づく報告命令である「下請事業者との取引に関する調査」（いわゆる「定期親事業者調査」）について、令和3年度から令和5年度まで適切に報告していなかった。

4 実体規定違反の概要

(1) 調査を実施した範囲

前記3のとおり、ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請法第3条の規定に基づく発注書面を下請事業者に交付していなかったほか、下請法第5条の規定に定められている書類を保存していなかった。また、同法第9条第1項の規定に基づく報告命令に対して適切に報告していなかったため、本件の調査開始時点において、下請事業者名簿も存在せず、自社がどのような下請取引を行っているのかを全く把握していない状態であった。

加えて、令和5年7月、ビッグモーターの代表取締役社長が従業員に対して業務用のメッセージアプリのアカウントを削除するよう指示を出したため、これまでメッセージアプリを使用して行われていた社内指示や取引先事業者との交渉記録のほとんど全てが失われていた。

さらに、店長等の下請取引の実情を知る従業員の退職などが相次いでおり、下請法で義務付けられている書類が無いことなどあいまって、下請法違反の有無に係る事実確認に相当の期間を要することとなった。

そのため、本件では、まずは違反行為を早期に是正させることを目的として、令和5年9月末の段階でビッグモーター及びビーエムハナテンが暫定的に作成した一部の店舗についての下請事業者名簿等に基づいて調査

を実施した。

(2) 下請法第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）及び第4条の2（遅延利息の支払義務）違反について

ア 事務処理遅れによる支払遅延

ビッグモーターは、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていないかった。

イ 請求書が提出されないことを理由とした支払遅延

ビーエムハナテンは、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていないかった。

ウ 支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていないかった。

エ 誤発注を理由とした不払による支払遅延

ビッグモーターは、前記3(1)のとおり、口頭発注等を行っていたところ、遅くとも令和3年8月頃以降、下請事業者から作業が終了した旨の報告を受けた後になって、①1週間前に別の下請事業者が作業していた、②作業対象の車両ではなかったなどと伝え、下請事業者が発行した請求のための伝票を取り下げさせるなどして、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていない（下請事業者2名）。

オ 遅延利息の不払

前記エの事例では、下請事業者の給付を受領した日を起算日として60日を経過しているにもかかわらず、下請法第4条の2の規定に基づく遅延利息を支払っていない。

(3) 下請法第4条第1項第5号（買ったたきの禁止）違反について

ア ビッグモーターは、創業者である前代表取締役社長が中心となって策定した「経営計画書」において、「借入金利、陸送費など事業活動に必要なあらゆる経費は、しつこいぐらい値切る」と定めていた。また、ビッグモーターは、営業本部の一部の者と関西・北陸エリアの販売店の店長が業務上のやりとりを行うメッセージアプリのグループにおいて、令和3

年3月10日、当時の営業本部次長から各店長に対し、コーティング加工の施工料金について「各店、施工料金がバラバラなので、形状ごとの最安値の金額に価格交渉して合わせてもらいましょう」と指示しているところ、翌日には複数の店長から従来の施工料金よりも11.1パーセントから33.3パーセント引き下がった旨の報告が行われていた。このような状況の下、本件では次のイの事実が確認されている。

イ 単価の一方向的な引下げ

ビッグモーターは、令和3年12月頃、前記アにおいて営業本部次長であった当時の店長から、下請事業者に対し、営業本部等の意向を踏まえたコーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から27.7パーセント引き下げた単価を設定した（下請事業者1名）。

(4) 下請法第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）違反について

ア ビッグモーターは、経営計画書において、「取引先には自動車の購入及び車検の紹介をお願いする」と定めていた。また、ビッグモーターは、役員、営業本部、経理部及び各店舗の店長が業務上のやりとりを行うメッセージアプリのグループにおいて、令和4年10月11日、当時の取締役副社長から各店長に対し、「出入りしてる業者の車は全てウチで購入、買取、車検を徹底させてください」と指示していた。このような状況の下、本件では次の(7)から(4)までの事実が確認されている。

(7) 洗車中に車内に水をかけたとして車両を買い取らせる

ビッグモーターは、令和4年8月頃、「環境整備点検」等の名称で店舗ごとに月1回程度の頻度で行われていた、当時の取締役副社長や取締役営業本部長等による巡回指導（以下「環境整備点検」という。）の際、下請事業者に対し、当該事業者が車両のクリーニング作業中に車内に水をかけたとして、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、当該車両の購入を要請し、約100万円で購入させていた（下請事業者1名）。

なお、当該車両の購入費用には、「希望ナンバー」の取得やコーティング加工といった、追加料金が発生する複数の追加オプションであって、当該事業者が希望していないものも含まれていた。

(4) 自社で車検を受けないと出入禁止とするなどとして車検を受けさせる

ビッグモーターは、令和4年2月頃、当時の店長から、下請事業者に対し、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、メッセージアプリを使用して「本部から来てるものですが、出入りをしてい

る車両で車検をどうしているのか教えてください」、「【①会社所有車両】【②社員のマイカー】【③その家族の車】が対象になります！」などと伝えて車検の状況を報告させた上で、自社で車検を受けない下請事業者については店舗に出入りする際に駐車料金を徴収する旨の本部からの指示を伝え、また、自社で車検を受けない下請事業者は出入りを禁止するという本部からの指示が記載されたメッセージアプリの画面を示して、自社で車検を受けることを要請し、車検を受けさせていた（下請事業者1名）。

- (㊦) 自社で車検を受けないと駐車料金を徴収するとして車検を受けさせる

ビッグモーターは、令和3年12月頃、下請事業者に対し、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、「車検を受けなかった業者については、駐車料金を1人当たり3000円徴収する」旨を伝えて、自社で車検を受けることを要請し、車検を受けさせていた（下請事業者1名）。

- イ 出入り業者は原則保険加入が必須であるなどとして自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させる

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請事業者に対し、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、「当社への出入り業者は原則保険加入が必須である」、「当社で保険加入がなければ仕事がしづらくなる可能性がある」などと伝えて、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険の契約の締結を要請し、契約を締結させていた（ビッグモーターについて、令和4年10月頃から令和5年2月頃までに下請事業者5名、ビーエムハナテンについて、令和4年4月頃から令和5年1月頃までに下請事業者3名）。

- ウ 契約状況を詳しく報告させ、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険を契約させる

ビッグモーターは、下請事業者に対し、当該事業者の給付の内容と直接関係がないにもかかわらず、例えば、メッセージアプリを使用して「早くも超絶保険ブーム来ました！」、「至急保険加入の確認をしますのでエクセル入力して欲しいです！」などと伝えて、当該事業者の社用車、従業員の自家用車などの損害保険の契約状況を報告させた上で、令和4年2月頃から令和5年4月頃までの間、自社が損害保険代理店を務める保険会社の損害保険の契約の締結を要請し、契約を締結させていた（下請事業者1名）。

エ 損害保険代理店としての登録取消（本件の参考情報）

ビッグモーター及びビーエムハナテンは、圧力により保険加入させるなど、取引先事業者に対する不適切な募集行為が行われていたことなどを理由として、令和5年11月24日、財務省関東財務局から損害保険代理店としての登録を取り消す行政処分を受けている。

(5) 下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）違反について

ア 環境整備点検対策として、店舗の仕上げ小屋の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせる

(7) ビッグモーターは、遅くとも令和3年8月頃から令和5年5月頃までの間、環境整備点検の前に、月に1回程度、下請事業者に対し、店舗の仕上げ小屋（注3）の床掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていた（下請事業者1名）。

（注3） 下請事業者が作業を行うためのスペースとして、店舗に設置されているものをいう。

(4) ビッグモーターは、遅くとも令和3年8月頃から令和5年4月頃までの間、環境整備点検の前に、複数回にわたって、下請事業者に対し、例えば、メッセージアプリを使用して、「仕上げ小屋前の側溝 今回も指摘されてます。定期的にゴミ、泥、掃除お願いします また、環境整備前日は必ず鉄の蓋を外して掃除をお願いします」などと伝えて、店舗の仕上げ小屋等の掃除、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを無償で行わせていた（下請事業者1名）。

(4) ビッグモーターは、遅くとも令和3年8月頃から令和4年10月頃までの間、環境整備点検の前に、複数回にわたって、下請事業者に対し、展示車両のタイヤへのワックスがけを無償で行わせていた（下請事業者1名）。

イ 新店舗オープンに当たって花輪又は生花に係る協賛金を提供させる

ビッグモーターは、令和5年6月頃、下請事業者に対し、当該事業者の商圈にない店舗の開店協賛のための花輪又は生花の代金として、1万5000円を提供させていた（下請事業者1名）。

ウ 追加作業（車内清掃作業におけるペットの毛の除去）を無償で行わせる

ビッグモーターは、令和4年6月頃から令和5年1月頃までの間、下請事業者に対し、発注書面を交付せず、委託内容を明確にしていなかった中で、従来は有償であった追加作業（車内清掃作業におけるペットの毛の除去）を、「本部の指示だから」などと伝えて、協議することなく無償で行

わせていた（下請事業者1名）。

5 ビッグモーター及びビーエムハナテンに対する勧告の概要

勧告の対象となった違反行為は、下請法第4条第1項第5号（買ったたきの禁止）違反、同項第6号（購入・利用強制の禁止）違反及び同条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）違反である。

本件においては、前記3及び4のとおり、複数の下請法違反が認められた一方で、手続規定違反などにより下請取引に係る書類が適切に保存されておらず、違反行為の全容が明らかではなく、ほかにも下請法上問題となる行為が行われている可能性があることから、実効的に再発を防止させるためには、ほかの下請法上の問題行為の有無を確認した上で、問題行為が認められた場合にはそれらを是正する必要があると考えられる。

したがって、このような実態等を踏まえ、再発防止の観点から、後記(1)のとおり、独立した第三者による下請事業者に対する下請法上の問題行為の照会及び調査並びに下請事業者の利益保護を含む、下請法を遵守する体制を確立するための措置を講じさせるとともに、後記(5)のとおり、事業再編を行う場合に必要な対応を採らせることとした。

(1) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請法を遵守する体制を確立するために、次の措置を講ずること。

ア 次の事項を取締役会又は株主総会の決議により確認すること（注4）

(7) 前記4(3)のイ、(4)のア(7)から(9)、イ及びウ並びに(5)の行為が、それぞれ下請法の各規定に違反するものであること

(4) 今後、下請法を遵守すること

イ 弁護士等の有識者からなる独立した第三者をして、速やかに次の措置を講じさせること

(7) 自社による下請法上問題のある行為について、下請事業者から申出を受け付ける窓口を設置し、令和3年8月1日から令和6年3月15日までの間、当該行為を受けたことがないかを、その方法等について事前に公正取引委員会の確認を得た上で、下請事業者に照会すること

(4) 前記(7)の期間における下請取引の状況及び前記(7)の照会等により下請事業者から申出のあった情報について、調査を行うこと

ウ 前記イ(4)の措置により、下請法上の問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること

エ 前記イ(4)に基づく調査の状況及び前記ウに基づく下請事業者の利益を保護するために採った措置の状況を前記イ(7)の下請事業者に照会した日を起算日として180日以内に公正取引委員会に報告するとともに、下請事業者の匿名化に必要な処理を行った上で、その概要等を公表すること

- オ 下請法の遵守に関して実効性がある法務部門の設置、法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査等、代表取締役を中心とした下請法遵守体制を整備すること
- カ 下請法遵守マニュアル等を策定するとともに、自社の役員及び店長等の発注業務に携わる者並びに今後店舗の巡回指導を行うことになる者に周知徹底すること
- キ 下請法を遵守する観点から下請事業者との取引方針を策定して公表するとともに、自社の役員及び店長等の発注業務に携わる者に周知徹底し、取引先下請事業者に通知すること
- ク 自社の下請法上の問題を認識した自社の役員及び従業員、下請事業者等が利用できる通報制度を整備してその旨を公表するとともに、自社の役員及び従業員に周知徹底し、取引先下請事業者に通知すること
- ケ 自社の役員及び店長等の発注業務に携わる者並びに今後店舗の巡回指導を行うことになる者に対し、定期的の下請法の研修を行うこと

(2) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、前記(1)に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(3) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。

(4) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

(5) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、今後、前記(4)の報告までの間に事業再編を行う場合には、事前に公正取引委員会に報告するとともに、本勧告の趣旨が損なわれないよう、下請事業者の利益を保護するために必要な対応を採ること。

(注4) ビーエムハナテンは、取締役会設置会社ではなく、また、ビッグモーターが全額出資する子会社であるため、株式総会での決議を求めている。以下同じ。

6 ビッグモーター及びビーエムハナテンに対する指導の概要

本件では前記5の勧告と併せてビッグモーター及びビーエムハナテンに対して指導を行った。指導の対象となった違反行為は、下請法第3条第1項（発注書面の交付義務）違反、同法第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）違反、同法第4条の2（遅延利息の支払義務）違反、同法第5条（書類の作成・保存義務）違反及び同法第9条第1項の規定に基づく報告命令違反である。

(1) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、前記3及び前記4(2)の行為が、それぞれ下請法の各規定に違反するものであることを取締役会又は株主

総会の決議により確認すること。

- (2) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、今後は下請法第3条第1項（発注書面の交付義務）及び同法第5条（書類の作成・保存義務）の規定を遵守すること。
- (3) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、下請法第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）違反及び同法第4条の2（遅延利息の支払義務）違反の行為について、前記5の勧告と併せて所要の改善措置を講ずること。
- (4) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、今後は、下請法第9条の規定に基づく報告命令に対して適切に報告を行うこと。
- (5) ビッグモーター及びビーエムハナテンは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

7 ビッグモーター及びビーエムハナテンに対する今後の対応（継続的な監視）
公正取引委員会は、下請事業者の利益保護の観点から、今後、ビッグモーター及びビーエムハナテンを、下請法第9条第1項の規定に基づく報告命令（下請事業者との取引に関する調査）の対象事業者とし、改善状況を監視することとする。

なお、事業再編に伴って下請取引を行う法人が異動した場合は、当該法人を対象とする。

(参考) 本件の全体像

	ビッグモーター		ビーエムハナテン	
	勧告	指導	勧告	指導
第3条 (発注書面の交付義務)	-	○	-	○
第4条第1項第2号 (支払遅延)	-	○	-	○
第4条第1項第5号 (買ったたき)	○	-	-	-
第4条第1項第6号 (購入・利用強制)	車両の買取り	○	-	-
	車検の強制	○	-	-
	保険の強制	○	-	○
第4条第2項第3号 (利益提供要請)	環境整備点検対策	○	-	-
	開店協賛のための花輪又は生花の要請	○	-	-
	無償での追加作業	○	-	-
第4条の2 (遅延利息)	-	○	-	-
第5条 (書類の作成・保存義務)	-	○	-	○
第9条第1項 (報告命令)	-	○	-	○

1 本件調査における特殊事情

- (1) 法定資料（発注書面、取引記録等）の不存在による下請事業者との取引内容の検証困難
- (2) 代表取締役社長による業務用メッセージアプリのアカウント削除指示により、これを使用した社内指示や取引先との交渉記録の消失
- (3) 店長等の下請取引の実情を知る従業員の大量退職

上記の特殊事情により、**下請法違反に係る事実確認に相当の期間を要する**ことが不可避な状況となった。

まずは、**違反行為を早期に是正させることを目的**として、

(株)ビッグモーターらが作成した一部の店舗についての暫定的な下請事業者名簿等に基づいて調査を実施して違反を認定

- ➡ **・ 手続規定違反（発注書面不交付、書類の不作成・不保存、定期親事業者調査（報告命令）の未報告等）**
- ・ 実体規定違反（支払遅延、遅延利息の不払、買ったたき、購入・利用強制、利益の提供要請）**

2 再発防止のための調査及び下請事業者の利益保護スキーム

本件で**調査したのは一部の店舗のみ**であり、これらにおいて認められた違反状況を踏まえると、

ほかにも(株)ビッグモーターらによる下請法上問題となる行為が行われている可能性があることから再発防止のために以下の措置を講ずることとした。

- (1) 弁護士等の有識者からなる独立した第三者をして、下請事業者からの下請法上の問題の申出を受け付ける窓口を設置し、過去の下請法上の問題の有無を下請事業者に照会した上で、照会結果等に基づき調査を実施
- (2) (1)により問題行為が認められた場合は下請事業者の利益を保護するために必要な措置を実施
- (3) 上記措置について、公正取引委員会へ報告するとともに概要等を公表

(株) ビッグモーターらの下請取引の概要



本件の調査における特殊事情（1頁の1）により、全店舗の調査を実施していない。
そのため、社内調査及び下請事業者の利益保護スキームを含む再発防止措置を講じさせることとした。

● 勧告の対象となる違反行為の概要

1 買ったたき（下請法第4条第1項第5号）

単価の一方的な引下げ（下請事業者1名）

2 購入・利用強制（同法第4条第1項第6号）

洗車中に車内に水をかけた車両の買取強制（同1名）
自社での車検の利用強制（同2名）
自社を通じた損害保険の契約強制（同9名）

3 利益の提供要請（同法第4条第2項第3号）

環境整備点検対策として、仕上げ小屋の床や側溝の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどの無償での提供要請（同3名）
新店舗オープン時の花代の提供要請（同1名）
追加作業（車内清掃作業におけるペットの毛の除去）の無償での提供要請（同1名）

(株)ビッグモーターで認められた違反行為 上記1、2、3

(株)ビーエムハナデンで認められた違反行為 上記2（損害保険の契約強制）



勧告の内容

- 対象となる行為が、それぞれ下請法の各規定に違反するものであることや、今後下請法を遵守することを取締役会又は株主総会の決議により確認すること
- 弁護士等の有識者からなる独立した第三者をして、下請事業者から申出を受け付ける窓口を設置し、令和3年8月以降、自社から下請法上問題のある行為を受けたことがないかを照会すること
- 照会結果等に基づき、当該第三者をして調査を行わせるとともに、下請法上の問題が認められた場合には、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を講ずること
- 調査の状況及び下請事業者の利益を保護するために採った措置の状況について、公正取引委員会に報告するとともに、概要等を公表すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

● 指導の対象となる違反行為の概要

1 発注書面交付義務違反 (下請法第3条第1項)

下請事業者の給付内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等の必要記載事項を記載した書面の不交付

2 書類作成義務及び保存義務違反 (同法第5条)

2年間保存しなければならない下請法第5条に定められた書類又は電磁的記録不作成、不保存

3 報告命令違反 (同法第9条第1項)

下請法第9条第1項に基づく報告命令である「下請事業者との取引に関する調査」の未報告及び事実と異なる報告等

4 支払遅延 (同法第4条第1項第2号)

事務処理遅れによる支払遅延

請求書遅れによる支払遅延

支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由とした支払遅延

誤発注を理由とした不払による支払遅延

(下請事業者2名)

5 遅延利息 (同法第4条の2)

遅延利息の不払

(株)ビッグモーターで認められた違反行為 上記1、2、3、4 (請求書遅れによる支払遅延を除く)、5

(株)ビーエムハナテンで認められた違反行為 上記1、2、3、4 (事務処理遅れ・不払による支払遅延を除く)



指導の内容

- 対象となる行為が、それぞれ下請法の各規定に違反するものであることを取締役会又は株主総会の決議により確認すること
- 発注書面交付義務違反及び書類作成・保存義務違反について、今後は下請法第3条第1項及び第5条の規定を遵守すること
- 同法第4条第1項第2号 (支払遅延の禁止) 違反及び第4条の2 (遅延利息の支払義務) 違反について、所要の改善措置を講ずること
- 同法第9条第1項に基づく報告命令違反について、今後は、同法第9条に基づく報告命令に対して適切に報告を行うこと

など

勧告の対象となる行為の具体例

● 買ったとき
(下請法第4条第1項第5号)



一方的な価格の引下げ

令和3年12月頃に、営業本部等の意向を踏まえて、中古自動車のコーティング加工の発注単価の引下げを要請し、従来単価から27.7パーセント引き下げた単価を設定した。

● 購入・利用強制
(下請法第4条第1項第6号)



車両の買取強制

令和4年8月頃に、幹部等による巡回指導(環境整備点検)の際に、車両のクリーニング作業中に車内に水をかけた下請事業者に対して、下請事業者が希望していない追加オプションを複数付けた上で、約100万円で購入させていた。

● 利益の提供要請
(下請法第4条第2項第3号)



仕上げ小屋^(注)等の清掃、
雑草除去作業等の無償要請

環境整備点検の前に、店舗の仕上げ小屋の床や側溝の掃除、雑草の除去、展示車両のタイヤへのワックスがけなどを下請事業者が無償で行わせていた。

(注)：下請事業者が作業を行うためのスペースとして、店舗に設置されているものをいう。

【参考】 親事業者の禁止行為 (下請法の抜粋)

第4条第1項第5号 (買ったとき)

下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

第4条第1項第6号 (購入・利用強制)

下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

第4条第2項第3号 (利益の提供要請)

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

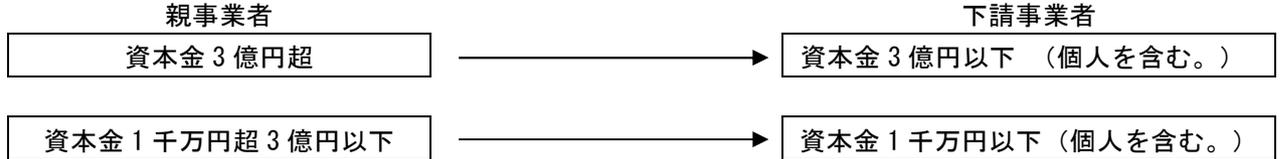
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

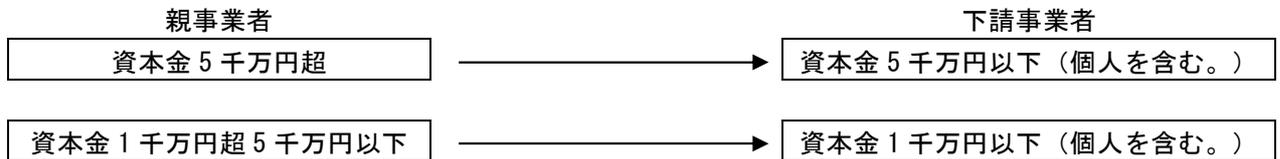
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9、10 （略）

（書面の交付等）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 （略）

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三、四 （略）

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 (略)

(遅延利息)

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(書類等の作成及び保存)

第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

(勧告)

第七条 (略)

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(報告及び検査)

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～5 (略)